指定地域密着型通所介護・指定総合事業重要事項説明書

〔令和８年９月１日現在〕

１　事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社　日　　興
代表者役職・氏名	代表取締役　田中　英治
本社所在地・電話番号	埼玉県比企郡小川町大字大塚665番地8　ﾆｯｺｰﾋﾞﾙ2F
法人設立年月日	平成１７年２月２５日

２　サービスを提供する事業所の概要

（１）事業所の名称等

名　　称	あゆみ デイサービスセンター
事業所番号	指定地域密着型通所介護・通所型サービス （指定事業所番号１１７３２０２０２７）
所在地	〒355-0305　埼玉県比企郡小川町大字能増467番地2
電話番号	０４９３－８１－５４８０
ＦＡＸ番号	０４９３－７１－１５０１
通常の事業の実施地域	小川町

（２）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日まで
営業時間	午前８時３０分から午後５時３０分まで
サービス提供時間	１単位　午前９時００分から午後５時００分まで
延長サービス可能時間帯	あり

（３）事業所の勤務体制

職　種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常　勤　１人
生活相談員	生活相談、入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助を行います。	常　勤　２人 非常勤　１人
看護職員	・利用者の健康状態の確認を行います。 ・利用者の病状が急変した場合に利用者の主治の医師の指示を受けて、必要な看護を行います。	常　勤　０人 非常勤　３人
介護職員	必要な日常生活の世話及び介護を行います。	常　勤　４人 非常勤　５人
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行います。	常　勤　０人 非常勤　１人

３　サービス内容

・食事の提供

・入浴（一般浴）

・日常生活の世話
・日常生活動作の機能訓練・・・　日常生活、レクレーションを通じた訓練
・送迎

４　利用料、その他の費用の額

（１）地域密着型通所介護の利用料

ア　①　算定基準に適合したサービスの実施による加算　基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の１割から３割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

【地域密着型通所介護費】

１回当たりの所要時間	介護度	基本利用料	利用者負担額１割	利用者負担額２割	利用者負担額３割
３時間以上４時間未満	要介護１	４，１６０円	４１６	８３２	１，２４８
	要介護２	４，７８０円	４７８	９５２	１，４３４
	要介護３	５，４００円	５４０	１，０８０	１，６２０
	要介護４	６，０００円	６００	１，２００	１，８００
	要介護５	６，６３０円	６６３	１，３２６	１，９８９
４時間以上５時間未満	要介護１	４，３６０円	４３６	８７２	１，３０８
	要介護２	５，０１０円	５０１	１，００２	１，５０３
	要介護３	５，６６０円	５６６	１，１３２	１，６９８
	要介護４	６，２９０円	６２９	１，２５８	１，８８７
	要介護５	６，９５０円	６９５	１，３９０	２，０８５
５時間以上６時間未満	要介護１	６，５７０円	６５７	１，３１４	１，９７１
	要介護２	７，７６０円	７７６	１，５５２	２，３２８
	要介護３	８，９６０円	８９６	１，７９２	２，６８８
	要介護４	１０，１３０円	１，０１３	２，０２６	３．０３９
	要介護５	１１，３４０円	１，１３４	２，２６８	３，４０２
６時間以上７時間未満	要介護１	６，７８０円	６７８	１，３５６	２，０３４
	要介護２	８，０１０円	８０１	１，６０２	２，４０３
	要介護３	９，２５０円	９２５	１，８５０	２，７７５
	要介護４	１０，４９０円	１，０４９	２，０９８	３，１４７
	要介護５	１１，７２０円	１，１７２	２，３４４	３，５１６
７時間以上８時間未満	要介護１	７，５３０円	７５３	１，５０６	２，２５９
	要介護２	８，９００円	８９０	１，７８０	２，６７０
	要介護３	１０，３２０円	１，０３２	２，０６４	３，０９６
	要介護４	１１，７２０円	１，１７２	２，３４４	３，５１６
	要介護５	１３，１２０円	１，３１２	２，６２４	３，９３６
８時間以上９時間未満	要介護１	７，８３０円	７８３	１，５６６	２，３４９
	要介護２	９，２５０円	９２５	１，８５０	２，７７５
	要介護３	１０，７２０円	１，０７２	２，１４４	３，２１６
	要介護４	１２，２００円	１，２２０	２，４４０	３，６６０
	要介護５	１３，６５０円	１，３６５	２，７３０	４，０９５

② 算定基準に適合していると県に届け出ている加算

※地域区分別１単位当たりの単価１０．００円（その他）

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額		
			1 割	2割	3割
介護職員処遇改善加算Ⅱロ	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件のⅠ及びⅡに適合し、職場環境等要件を満たす場合	１月につき 総単位数の１２．５％			

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。利用者負担額は、原則として基本利用料の１割から３割の額です。

①サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
入浴介助加算Ⅰ	利用者の入浴介助を行った場合	１日につき ４００円	４０円

②加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
個別機能訓練加算Ⅰイ	利用者ごとに個別機能訓練加算計画書を作成し、その計画に基づいた訓練を提供	１日につき ５６０円	５６円
加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
若年性認知症利用者受入加算	**若年性認知症利用者を受け入れた**場合	１日につき ６００円	６０円

（２）通所型サービスの利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の１割から３割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

区分	基本利用料	利用者負担額
要支援１	１月につき １６，４７０円	１月につき １，６４７円
要支援２	１月につき ３３，７７０円	１月につき ３，３７７円

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

①サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
入浴介助加算	利用者の入浴介助を行った場合	１日につき ４００円	４０円

②加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
若年性認知症利用者受入加算	**若年性認知症利用者を受け入れた**場合	１日につき ６００円	６０円

③介護職員等処遇改善加算（令和８年６月利用分から）

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	あゆみデイサービスセンターを利用された場合	サービス利用総額の１２．５％相当	サービス利用総額１２．５％の利用負担割合

（３）その他の費用

送　　迎　　費	無　料
食　　費 （おやつ代含む）	１日につき　６００円
お　む　つ　代	１枚につき　実費
日　常　生　活　費	利用者の希望により提供する日常生活上必要な費用として、実費をご負担していただきます。
延　長　料　金	利用者の希望により、通常の通所介護に要する時間を超えてサービスを利用した場合にご負担していただきます。

（４）キャンセル料（介護予防を除く）

利用予定日の直前にキャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

利用日の前日１７時までに連絡があった場合	無料
利用日の当日送迎時間前までに連絡があった場合	無料
連絡がなかった場合	当該基本料金の１００％の額

５　利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

（１）請求方法

①　利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。

②　請求書は、利用月の翌月１０日までに利用者あてにお渡しします。

（２）支払い方法等

①　請求月の末日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。

・原則、現金持参払いでお願いします。

・または、事業者が指定する口座への振り込み。（振込み手数料は、利用者様負担）

②　お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）。

６　秘密の保持

（1）従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
（2）利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
（3）利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7　緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏　　名	
	所　在　地	
	電　話　番　号	
緊急連絡先（家族等）	氏　　名	
	電　話　番　号	

8　事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災株式会社
保険名	介護事業者賠償責任補償

9　非常災害対策

（1）事業所に災害対策に関する担当者（防火責任者）をおき、非常災害対策に関する取り組みを行います。

防火責任者　：　管理者　山田　和代

（2）非常災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報、連携体制を整備し、定期的に職員に周知します。
（3）定期的に避難、救助その他必要な訓練を行います。

10　高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
（2）虐待防止のための指針の整備する
（3）従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

１１　身体拘束について

（１）　事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（２）　前項但し書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録等に記録します。

１２　サービス提供に関する相談、苦情

（１）苦情処理の体制及び手順

ア　サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ　相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

①　提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表参照）

②　担当者が不在の場合、誰もが対応できるようにするとともに、必ず担当者に引き継ぐ体制を整えている。

③　相談及び苦情の内容について、担当者が不在の場合でも対応できるようにするとともに、同様の苦情相談がないように対策を徹底する。

④　苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じた訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。

⑤　相談担当者は、把握した状況について検討を行い、時下の対応を決定する。

⑥　相談担当者が必要あると判断した場合は、事業所内で検討会議を行う。

⑦　記録を保存し、今後のサービス向上へ活用する。

⑧　事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口などの関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場にたって検討し、対処する

（２）苦情相談窓口

１．　常設窓口　あゆみデイサービスセンター
　　電話０４９３－８１－５４８０　　FAX０４９３－７１－１５０１
　　受付時間　　８：３０～１７：３０
　　担当者　　山田　和代、　田中　真弓

２．　小川町　長生き支援課　所在地　比企郡小川町大字腰越618番地
　　電話０４９３－７４－２３２３　FA0493-74-2343
　　受付時間　8:30～17:15　（土日祝休み）

３．　嵐山町　長寿いきがい課　所在地　比企郡嵐山町大字杉山1030-1
　　電話０４９３－６２－０７１８　FAX0493-62-0710
　　受付時間　8:30～17:15　（土日祝休み）

４．　寄居町　福祉課　所在地　大里郡寄居町大字寄居1180-1
　　電話番号　０４８－５８１－２１２１
　　受付時間　8:30～17:15　（土日祝休み）

５．　深谷市　健康福祉課　所在地　深谷市仲町11-1
電話０４８－５７４－８５４４　FAX048-574-6667
受付時間　8:30～17:15　（土日祝休み）

６．　埼玉県国民健康保険団体連合会　介護福祉課　苦情対応係
所 在 地　さいたま市中央区大字下落合１７０４番
電話番号　048-824-2568　受付時間　9:00～17:00　（土日祝休み）

７．　大里広域市町村圏組合　介護保険課
所在地　〒360-0033　熊谷市曙町二丁目68番地
電話番号　048-501-1330　受付時間　8:30～17:15　（土日祝休み）

１１　サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

（２）主治の医師から指示事項がある場合は申し出てください。

令和　　年　　月　　日

指定地域密着型通所介護、通所型サービスの提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明、契約しました。

所 在 地　埼玉県比企郡小川町大塚665番地8
法 人 名　　株式会社　日　　興
代表者名　　代表取締役　田中英治

説明者
事業所名　　あゆみデイサービスセンター
氏　　名　　印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け契約、サービスの提供開始について同意しました。

利用者　　住所
氏名　　印

（代理人）　住所
氏名　　印